2026 年 10 月 16 日 制定

2026 年 11 月 11 日 改訂

三菱電機株式会社

三菱電機 Coupa 利用標準約款

第 1 条（目的と約款の成立）

1　この三菱電機 Coupa 利用標準約款（以下、「本標準約款」という。）及び付帯する各特則（以下、本標準約款に付帯する各特則を総称して「本特則」といい、本標準約款と本特則を総称して「本約款」という。）は、三菱電機株式会社（以下、「発注者」という。）と貴社（以下、「受注者」という。）の間の購買システム「Coupa」（以下、「本システム」という。）を利用した物品又は役務を目的物とした個々の取引（以下、「個別契約」という。）に適用し、受注者は本約款の内容に全て同意して、本システムを利用し、発注者との取引を行うものとする。

2　受注者は、発注者から発行された ID 等を用いて本システムに初めてログインし、又は本システムを利用した見積依頼の受領、見積回答、発注の受諾その他所定の方法による取引を開始した、いずれか早い時点で、本約款の定める内容は発注者・受注者間の合意として効力を有するものとする。

第 2 条（優先順位）

本約款のほかに、取引基本契約、個別の契約その他これに準ずる発注者・受注者間の書面又は電磁的記録による合意（以下、「別途の合意」という。）があり、本約款に定める内容と別途の合意に定める内容に齟齬がある場合は、別途の合意を優先する。

第 3 条（標準時）

本約款において、特段の規定のない限り、日時はすべて日本の暦及び標準時とする。

第 4 条（ID 管理）

発注者は、発注者の基準に基づき審査を行い、発注者が適当と判断する場合には、受注者に対して、受注者担当者の ID 等を発行する。

第 5 条（設備責任）

1　受注者は、自己の負担と責任において、本システムを利用するために必要な電子通信機器及びインターネット接続環境（電気通信事業者との契約等を含む。以下同じ。）を準備し、本システムの利用期間中これらを維持・管理するものとする。

2　受注者における本システムの利用に際し、前項（利用環境の準備・維持・管理）に定める準備・維持・管理に係る費用を除いて、利用料その他の費用は発生しない。

3　発注者は、受注者の本約款に基づく本システムの利用を可能とするために必要な範囲内で、本シス

テムを発注者の費用負担と責任において、適正に維持・管理するものとする。

第 6 条（意思表示）

1　発注者及び受注者は、本約款の定めに従って、本システムにより、個別契約の締結及び履行を行うとともに、当該取引に関する必要な取引情報を遅滞なく相互に伝達しあうものとする。

2　前項にかかわらず、発注者及び受注者は、別途合意することにより、取引情報のうち、本システムを通じて伝達する通知事項を限定することができる。この場合、本システムを用いずに発注者・受注者間で行う取引情報に相当する必要な情報の通知は、発注者所定の書面又は電磁的記録によるものとする。

3　本システムを利用して行う発注者・受注者間の意思表示、申込み、又は通知は、相手方に対する意思表示等を記録した電子データが、本システムのコメント機能を利用した問い合わせ・連絡、見積依頼、見積回答、注文書発行、受注確認、請求書登録その他、相手方に意思を伝達する本システムの機能を用いて本システムに登録された時点で、当該相手方に到達したものとみなす。

4　意思表示等について、本システムを利用して行われた内容とその他の方法で行われた内容との間に矛盾又は相違が生じた場合は、本システムを利用して行われた意思表示等の内容が優先するものとする。ただし、発注者・受注者間で、取引基本契約、個別の契約その他これに準ずる明示的な合意による場合は、この限りでないものとする。

5　本システムに登録された取引情報が、データの文字化け等により読み出し不能な場合又は読み出した取引情報に技術上の誤りがある場合、個別契約等により発注者受注者間で別段の合意がなされた場合を除き、当該取引情報に係る意思表示等は効力を有しないものとする。なお、この場合、当該取引情報の受信当事者は、送信当事者に対して、当該取引情報が、データの文字化け等により読み出し不能であること又は読み出した取引情報に技術上の誤りがあること等について遅滞なく電話、電子メール等の通信手段、その他適宜の方法により通知し、その取扱いについて協議するものとする。

第 7 条（見積依頼）

1　発注者は、個別契約の申込みを行う場合、希望する品名、仕様、数量、単価、納期、納入場所等の条件を記載した見積依頼を本システムにより受注者に対し実施する。当該見積依頼に応じる受注者は、承諾可能な取引条件を発注者所定の方法で本システムに登録するものとする。

2　受注者は、前項により発注者が登録した見積の依頼に対して、当該見積への回答を本システムに登録した場合、見積の回答内容（見積価格、見積条件等を含むがこれに限らないものとする。）を、本システム上で定めた有効日まで保証し、変更又は撤回しないものとする。

第 8 条（発注の登録）

1　発注者は、前条第 1 項により受注者が登録した取引条件に基づき受注者に対して発注を行う場合、個別契約に係る発注の意思表示等を発注者所定の方法で本システムに登録することができる。

2　発注者及び受注者は、両者協議の上合意した場合、前項によることなく、予め一定期間中の特定の取引に共通して適用する品名、仕様、単価等の取引条件を定め、発注者所定の方法で本システムに登録することができる。

3　発注者は、前項により登録した共通取引条件に基づき受注者に対して発注を行う場合、個別契約に係る発注の意思表示等を発注者所定の方法で本システムに登録するものとする。

第 9 条（変更の手続）

個別契約の全部又は一部の内容を変更、補充、又は解除する必要が生じた場合、発注者及び受注者は、本システムを利用しこれを行うものとする。

第 10 条（契約の成立）

発注者が本システムにより発注又は変更を登録した日から起算して 7 日以内に受注者が受諾を拒否しないときは、受注者は、当該発注又は変更内容に同意したものとする。

第 11 条（電磁的提供の承諾）

本システムを利用した取引が製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（以下、「取適法」という。）に該当する場合、本システムにおける発注又は変更を登録した時点をもって、本システムの利用開始日以降の取引に関して、書面の交付に代わる電磁的記録の提供又は電磁的措置として本システムを利用することを受注者が発注者に対して承諾したものとみなす。ただし、当該取引が建設業法に該当する場合は別途、発注者所定の方法により発注を行う。

第 12 条（納期）

1　受注者は、発注者が個別契約において注文した商品等（以下、「注文品」という。）について、個別契約に定める納期を厳守しなければならない。

2　受注者は納期前に発注者に注文品を納入しようとする場合、あらかじめ発注者の書面又は電磁的記録による承認を得なければならない。ただし、EC カタログ連携方式（パンチアウト方式）により取引を行う場合には適用しない。

3　受注者は納期に納入することができないおそれがある場合は直ちにその理由と納入可能期日等を発注者に申し出て発注者の指示を受けなければならない。

4　発注者は、受注者が注文品を納期に納入せず、その結果損害を被った場合、受注者に対し損害賠償の請求を行うことができる。ただし、受注者の責めに帰すべき事由がない場合はこの限りではない。

5　発注者が本条第 3 項に基づき新納期を指示した場合でも、発注者は受注者に対し、受注者の責めに帰すべき事由により受注者が旧納期を守らなかったために生じた損害については損害賠償の請求をすることができる。

第 13 条（請求）

1　本システムにより受注者が発注者に対して個別契約の代金（以下、「契約金額」という。）の請求情報を送付した時点をもって、当該個別契約に基づく請求がなされたものとする。その場合、受注者は発注者に対し書面等これに準ずる方法を用い、重複して本取引に係る請求書の発行は行わないものとする。

2　受注者は、本システム上の理由等により、前項に基づく請求手続を経ることができない場合、発注者に対して本システム上の手続によらない請求依頼を行い、発注者の承認を受けるものとする。

第 14 条（支払）

発注者は発注者の定める条件で前条に基づき受注者より請求を受けた契約金額を支払う。

第 15 条（データ管理）

1　発注者及び受注者は、自己が必要と判断する場合、本システムにより相手方から提供された、又は相手方へ提供した取引情報を、磁気テープ、フロッピーディスク、磁気ディスク、光ディスク、光磁気ディスク、ROM、CD-ROM、マイクロフィルム、書類、その他の関係法令で認められた方法で、関係法令で必要とされる期間、保存するものとする。

2　発注者及び受注者は、前項により保存した取引情報を、改ざんし、又は正当な理由なく訂正、削除及び追加しないものとする。

3　発注者及び受注者は、本システムに登録された取引情報の内容に誤りを発見した場合等、正当な理由により取引情報の内容の訂正、削除及び追加（以下、合わせて「訂正等」という。）が必要な場合には、遅滞なく相手方にこれを通知するものとし、通知を受けた相手方はこれに合理的な協力をするものとする。

4　発注者及び受注者は、前項に基づき訂正等を行う場合には、訂正等を行った日付、理由、訂正等の内容及び訂正等を行った自己の担当者の氏名の記録を行うものとし、当該記録についても取引情報とともに保存するものとする。

5　前各項にかかわらず、発注者は、取引情報に関し、関係法令の規定に定める取引情報の保存期間を超過した場合には、当該データを削除することができるものとする。

6　受注者は、本システムを利用して提供される情報が、正確かつ最新のものであることを保証する。

7　受注者担当者の氏名その他の関連事項等に変更が生じた場合は、受注者は速やかに発注者所定の方法で届け出るものとする。

8　受注者は ID 等を善良な管理者の注意義務をもって管理し、漏洩時は直ちに発注者に通知するものとする。受注者は、受注者における担当者の ID 等の管理責任を負うものとし、ID 等を利用者及び利用担当者以外の第三者に利用させ、開示し、貸与し、譲渡し、名義変更し、又は担保権その他の権利の設定をしてはならない。当該 ID 等による操作は全て受注者本人の行為とみなす。

第 16 条（情報利用）

1　受注者は、発注者との取引にあたり、本システムを利用して提供される取引情報、受注者の管理者並びに受注者担当者の氏名等の情報を、発注者が本システム運営の目的で利用できることを予め承諾するものとする。

2　受注者は、本システムを利用して提供した取引情報その他のデータ等について、Coupa 社が、本システムのサービス向上等のために、収集又は利用すること並びに統計化又は匿名化された形式で第三者に提供することがあることを、予め承諾するものとする。

第 17 条（禁止事項）

受注者は個別契約に関連して、以下の各号に定める行為を行ってはならない。

（1）発注者又は第三者の著作権、商標権等の知的財産権その他の権利侵害

（2）発注者又は第三者への誹謗、中傷、その他の名誉又は信用を毀損する行為

（3）発注者又は第三者に不利益を与える行為

（4）公序良俗に反する行為、又は反するおそれのある行為

（5）法令に違反する行為、又は違反のおそれのある行為

（6）本システムの運営を妨げる行為

（7）インターネット上の利用先の接続条件及び利用条件等に違反する行為

（8）インターネットの円滑な利用を妨げる行為

（9）本システム上の電子データを改ざんする行為

（10）ID 等を不正に利用する行為（利用担当者以外の従業員その他の第三者に ID 等を利用・共用等させる行為を含む。）

（11）コンピュータウイルス等の有害なプログラム等を送信等する行為

（12）個人情報の保護に関する法律及びその他の適用法令（EU 一般データ保護規則又はその他のデータ保護規制を含む。）で取扱いが制限される要配慮個人情報・センシティブ情報（個人の身体的又は精神的健康状態に関する情報を含む。）を入力又は送信する行為

（13）個人の氏名と、当該個人に関する運転免許証等の国又は地方公共団体が発行する身分証明書に係る情報、若しくは金融機関口座番号、クレジットカード情報その他当該個人の金融口座へのアクセスを可能にする情報を組み合わせて入力又は送信する行為。ただし、受注者が個人事業主である場合において、受注者との本取引に必要な当該情報を入力又は送信するときを除く。

（14）本約款に違反する行為又は本システムの利用において不適切と、発注者又は Coupa 社が認める行為

第 18 条（本システム提供の解約）

受注者が本システムの全ての利用を中止する場合は、発注者の定める方法にて事前に利用中止を届け出るものとする。この場合、発注者が当該届け出を受諾して直ちに本約款の効力は失効するものとする。ただし、本約款に基づく個別契約は存続するものとする。

第 19 条（本システムの停止）

1　Coupa 社による定期又は緊急の保守作業その他正常に稼働できない事由が発生した場合において、受注者は、Coupa 社又は発注者による指示、公表等に従うものとする。

2　受注者は、Coupa 社により本システムの全部又は一部が予告なく将来に向かって恒常的に又は期間を定めて停止、中断又は終了する可能性があること及び当該 Coupa 社による停止、中断又は終了について発注者は受注者に連絡する義務がないことを承諾するものとする。

第 20 条（本システムの廃止）

発注者は、営業上、技術上などの理由により本システムの全部又は一部を廃止することがある。なお、発注者は、本システムを廃止するときは、事前に受注者へ電子メール等で通知する。

第 21 条（障害対応）

1　電子通信機器の故障又はインターネット接続環境の途絶その他の事由により、本システムを利用

することができない事態（以下、「本障害」という。）が発生したときは、発注者及び受注者は直ちに相手方にその旨を通知し、その後の対応について協議するものとする。

2　前項の場合、発注者及び受注者は、本障害が復旧するまでの間、必要に応じ、発注者所定の書面を交付するか、又はそれに代わる方法により、相手方に対して意思表示等を行うものとする。

3　受注者は、自己の責めに帰すべき事由による本障害に起因して発注者又は Coupa 社その他の第三者に損害を与えた場合、当該損害を賠償するものとする。

第 22 条（システム障害時の支払）

1　本システム上の不具合により支払遅延が発生した又は発生するおそれのある場合、発注者は、速やかに受注者にその旨を通知するとともに、復旧に尽力するものとする。

2　前項において、支払期限の到来までに本システムの復旧の見込みが立たず、支払遅延の発生するおそれのある場合、発注者は、本システムによらず、個別に受注者からの請求依頼に基づき承認手続を行い、別途受注者の発行する請求書等に基づき支払手続を行うものとする。

第 23 条（免責）

発注者は、本システムの利用又は利用の停止、中断又は廃止等によって受注者及び受注者担当者に生じた損害について責任を負わないものとする。

第 24 条（運用）

1　発注者は、本システム及び本システムを利用した個別の取引に関して、別途必要な事項を定めるために特則・マニュアル等を策定し、本システムの利用方法、遵守義務等の必要な事項を定めたうえで、受注者に通知又は交付する。

2　発注者及び受注者は、特則が本約款と一体をなすことを相互に確認する。

3　発注者は、本約款を改訂・変更する必要が生じたとき、受注者との契約の目的に反せず、かつ、改訂又は変更後の内容が相当な場合に随時本約款を改訂・変更できるものとする。この場合、発注者のホームページ等に掲載する方法、その他適宜の方法により、当該改訂・変更内容を受注者に通知する。当該通知にて定める時点（以下、「変更適用時点」という。）で当該改訂・変更の効力が生ずるものとし、変更通知は、変更適用時点の 2 週間前までに行うものとする。

4　本標準約款に定めた事項と本特則に定めた事項との間に齟齬や矛盾、不一致等がある場合には、本特則の定めが優先して適用されるものとする。

5　前項にかかわらず、本標準約款にて定義された用語は本特則においても同一の意味を有するものとする。

第 25 条（有効期間）

本約款は、第 1 条第 2 項に定める時点から発注者又は受注者による本システムの利用終了時点まで、発注者・受注者間の合意として有効であるものとする。なお、第 15 条（データ管理）、第 16 条（情報利用）、第 21 条（障害対応）、第 22 条（システム障害時の支払）、第 23 条（免責）、第 25 条（有効期間）、第 26 条（分離可能性）、第 28 条（基本原則と行動規範）、第 37 条（秘密保持）、第 38 条（損害賠償）、第 39 条（契約の解除・解約）、第 43 条（安全保障輸出管理）並びに

第 46 条（準拠法・合意管轄）、第 47 条（協議）の定めは、発注者又は受注者による本システムの利用終了後もなお有効に存続するものとする。

第 26 条（分離可能性）

本約款のいずれかの条項又はその一部が、関係法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本約款の他の部分は、完全な効力を有するものとする。

第 27 条（価格区分の表示）

発注者が価格を概算単価により発注する場合、発注データ上に表示を行い、その理由とともに通知する。

第 28 条（基本原則と行動規範）

発注者・受注者は相互に自主性を尊重し相互繁栄の精神で誠実に取引を行う。受注者は「三菱電機グループサプライチェーン行動規範」「グリーン調達基準書」等を遵守する。

第 29 条（権利義務の変更通知）

受注者は、代表者の異動、社名・住所変更、合併、事業譲渡、差押え、不渡り、破産、その他権利義務に重要な変更が生じる事由が発生した場合、遅滞なく発注者に届け出なければならない。

第 30 条（再委託の禁止）

1　受注者は、個別契約に関して、受注者の外注先に再委託、又は第三者から購入し、これを発注者に納入する場合、事前に発注者に申し出て発注者の書面による承諾を得ることとする。ただし、EC カタログ連携方式（パンチアウト方式）により取引を行う場合には適用しない。

2　受注者は、受注者の外注先又は購入先に対し全責任をもつこととし、これにより発注者とのいかなる契約事項も回避されることはない。

第 31 条（資料・機器の貸与）

発注者は、受注者に対し、資料、物品、機器等を貸与することができる。受注者は、貸与を受けた資料、物品、機器等を善良な管理者の注意義務をもって管理し、目的外利用、処分及び複製をしてはならない。また、契約終了時には、受注者は直ちにこれらを返還するものとする。

第 32 条（所有権の移転）

注文品の所有権は、各特則で定める注文品の納入等の完了時に受注者から発注者に移転する。

第 33 条（直接交渉の禁止）

受注者は発注者の指示がある場合を除き、個別契約に関連して発注者の客先（最終顧客を含む）と直接交渉を行ってはならない。

第 34 条（保安規律の遵守）

受注者は、発注者の事業所に立ち入る場合は、発注者の定める保安上の規律及び安全秩序を遵守しな

ければならない。また、受注者は、発注者の許可なくして発注者の指定する場所以外に立ち入ってはならない。

第 35 条（調査）

発注者は必要に応じて、受注者の設備、業務管理、品質管理、生産管理等の実態を調査し、資料の提出を求めることができ、受注者はこれに協力するものとする。

第 36 条（製作販売の禁止）

受注者は発注者の提示したアイデア、図面、仕様書、製作方法等に関連した商品を製造し、又は第三者に販売する場合は、あらかじめ発注者に申し出て、発注者の書面による承諾を得るものとする。

第 37 条（秘密保持）

1　受注者は本約款又は個別契約に関して相手方より秘密と指定されて開示された情報（以下、「秘密情報」という。）を第三者に開示又は漏洩してはならず、本約款に基づく取引の目的外に使用してはならない。ただし、発注者及び受注者は当該情報の機密性を確保し、適切な管理措置を講じた上で、当該情報を社内の業務効率化、コスト削減、品質管理等のために分析・利用することができるものとする。また、本約款における秘密保持に関する規定は、次の各号に掲げるものについては適用されないものとする。

① 開示の時点で既に公知のもの。
② 受領当事者の責によらないで公知となったもの。
③ 開示の時点で既に受領当事者が保有しているもの。
④ 秘密情報に基づかず、受領当事者が独自に開発したもの。
⑤ 受領当事者が、正当な権限を持つ第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したもの。

2　前項にかかわらず、発注者は、個別契約の履行又は本システム運営の目的で、業務委託先等の第三者に受注者の秘密情報を開示することができるものとする。また、受注者は、発注者による事前の書面による承諾がある場合、発注者の秘密情報を第三者に開示できるものとする。

3　発注者及び受注者は、前項に基づき相手方の秘密情報を開示した場合、当該開示先に本約款において自己が負うのと同等の守秘義務を課すものとし、かつ当該開示に伴う全責任を負う。

4　第 1 項の規定にかかわらず、受領当事者は、行政当局、司法機関その他の公的機関から正当な法令上の権限に基づき秘密情報の開示を命じられた場合、書面により開示当事者に事前通知し、かつ当該秘密情報が秘密として扱われるよう必要な措置を講ずることを条件に、要求された目的のために必要最小限の範囲に限り、当該秘密情報を開示できるものとする。ただし、法令により開示当事者への事前通知が認められていない場合は、受領当事者が開示後遅滞なく、開示当事者にその旨を通知する。

5　発注者及び受注者は、本システムの利用を終了したとき又は相手方から返却若しくは破棄を求められたときは直ちに秘密情報を返却又は破棄する。破棄した場合にあっては、相手方の求めに応じて、破棄証明書を提出するものとする。ただし、貸与図面等、発注者が受注者に対して技術文書の形態で開示した秘密情報については、発注者から書面による承諾を得た場合を除き、これを破棄してはならず、発注者に返還しなければならない。

6　発注者及び受注者は、相手方の秘密情報の漏洩及び不正使用、紛失等（以下、「事故」という。）を未然に防止するための措置をとるとともに、事故が発生し、又はその疑い若しくはおそれが生じた場合には、適切な措置をとるとともに、速やかにその詳細を相手方に報告する。

7　本秘密保持は注文品の納入が完了したとき（役務提供の場合は、役務の提供が終了した時点を指すものとする。）から 5 年間有効とする。

第 38 条（損害賠償）

受注者は、本約款に違反し発注者又は Coupa 社に損害を与えた場合、その一切の損害を賠償する。受注者は、本システムの利用及び個別契約に関連して第三者に損害又は紛争を生じせしめたときは、速やかに発注者に報告するとともに、発注者の特段の指示がない限り、自らの責任において処理解決する。

第 39 条（契約の解除・解約）

1　発注者又は受注者は 3 ヶ月の予告期間をもって本システムを利用した取引を終了することができるものとする。

2　発注者は、受注者に次の各号の事由が一つでも生じた場合には、受注者に対し何らの催告その他の手続を要せず、個別契約の一部若しくは全部の解除又は解約をするとともに受注者による本システムの利用を禁止することができる。なお、個別契約の解除又は解約によって発注者が損害を被った場合、受注者に対し損害賠償を請求することができる。

① 本約款又は個別契約の取決めに違反したとき。

② 監督官庁から営業取消、停止等の処分を受けたとき。

③ 手形交換所の不渡処分若しくは電子記録債権の取引停止処分を受けたとき又は支払停止状態に至ったとき。

④ 第三者からの差押え、仮差押え、仮処分等の強制執行の申立てを受けたとき。

⑤ 破産、特別清算、民事再生、会社更生手続開始の申請を自らなし又はなされたとき。

⑥ 解散、合併又は個別契約に関連する事業の全部若しくは重要な一部の第三者への譲渡若しくは会社分割等をしようとしたとき。

⑦ 財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。

⑧ その他本約款又は個別契約に基づく義務の履行が期待できないと認められる相当の事由があるとき。

⑨ 別途の合意に違反したとき。

3　発注者又は受注者は、相手方が以下の各号のいずれかに該当した場合は、何らの催告を要しないで、個別契約の全部を解除するとともに受注者による本システムの利用を禁止することができる。発注者は、個別契約を解除し、受注者による本システムの利用を禁止した場合は、受注者に損害が生じても、これを一切賠償しない。発注者は、個別契約の解除又は受注者による本システムの利用終了によって損害を被った場合は、受注者に対し損害賠償を請求することができる。

① 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他の反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）である場合

② 代表者、責任者、又は実質的に経営権を有する者が暴力団等である場合、又は、暴力団等への資金提供を行う等密接な交際のある場合

③ 自ら又は第三者を利用して、他方当事者に対して、自身が暴力団等である旨を伝え、又は関係者が暴力団等である旨を伝えた場合
④ 自ら又は第三者を利用して、他方当事者に対して、詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いた場合
⑤ 自ら又は第三者を利用して、他方当事者の名誉や信用等を毀損し、又は、毀損するおそれのある行為をした場合
⑥ 自ら又は第三者を利用して、他方当事者の業務を妨害した場合、又は、妨害するおそれのある行為をした場合

第 40 条（権利義務の譲渡禁止）

受注者は、発注者の書面による承諾を得た場合を除き、本約款又は個別契約上の地位、権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

第 41 条（関連法令の遵守）

受注者は、本約款及び個別契約の履行にあたり、関係法令等を遵守しなければならない。

第 42 条（公害防止）

1　受注者は個別契約の履行に関連して環境破壊につながるおそれがあるときは、環境破壊を防止するための十分な処置を講じなければならない。

2　受注者は環境破壊の防止にあたり必要がある場合は、注文品について代替仕様を提示した上で仕様の変更を要求することができる。

3　受注者は発注者が行う環境破壊防止のための調査及び資料の提出要求に応じなければならない。

第 43 条（安全保障輸出管理）

1　受注者は、本約款又は個別契約にしたがって発注者から提供される貨物の輸出又は外国における技術の提供若しくは非居住者への技術の提供を行う場合、外国為替及び外国貿易法等にしたがい輸出許可取得等必要な手続を行う。

2　発注者は、本約款又は個別契約にしたがって受注者から提供、支給又は貸与等されるいかなる貨物又は技術も大量破壊兵器等（核兵器、生物･化学兵器、これらの運搬手段であるミサイル、ロケット、無人航空機等及びそれらの関連資機材の総称をいう）の開発、製造、使用又は貯蔵等の目的に自ら使用せず、また、かかる目的に使用されることが判明している場合は直接又は間接を問わず輸出又は外国における提供若しくは非居住者への提供を行わない。

3　受注者は、本約款又は個別契約にしたがって発注者が必要な情報等を要求したときは、当該情報等を書面等により発注者に提供する。

第 44 条（技術情報の通知）

受注者は、個別契約に関して、受注者から発注者に提供される取引情報に含まれる技術情報が法令により輸出が規制される貨物又は技術に該当する場合は、発注者への当該技術情報の提供に先立ち、その旨を発注者に通知するとともに、発注者所定の方法により当該技術情報の提供を行うものとする。

第 45 条（該非判定）

1　受注者は、発注者が前条の該非判定について確認を求めた場合、速やかに該非判定に関する証明書、報告書又は資料の発行・提供等に応じるものとする。

2　受注者は、外為法等の改正によって該非判定に変更が生じた場合、直ちにその旨を発注者に書面により通知するものとする。

第 46 条（準拠法・合意管轄）

1　本約款及び個別契約の準拠法は日本法とする。

2　紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。ただし、コンサルティング特則が適用される個別契約における紛争については、日本商事仲裁協会の仲裁手続にしたがって、東京において仲裁により解決を図る。

第 47 条（協議）

本約款又は個別契約に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、発注者と受注者、両者誠意をもって協議の上解決するものとする。

以上

2026 年 10 月 16 日 制定

三菱電機株式会社

物品売買・請負特則

第 1 条（特則の適用範囲）

1　物品売買・請負特則（以下、「物品請負特則」という。）は、注文品の納入を目的とする個別契約に適用されるものとする。

2　本特則に定める各々の文言の定義は、物品請負特則内でのみ適用されるものとし、本標準約款に付帯する他の特則には何ら影響しないものとする。

第 2 条（個別契約の変更・解除に伴う損害）

1　発注者は自らの都合により個別契約の解除又は変更をすることができる。

2　前項による個別契約の解除又は変更は、発注者が文書又は電磁的方法によりこれを行う。

3　受注者は、第 1 項により自らに生じた損害の賠償を発注者に請求することができる。ただし、当該解除又は変更が受注者の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

4　前項の賠償の額は、発注者・受注者間で協議の上決定する。

第 3 条（支給品・貸与品の検査と保険）

1　発注者は受注者に対し、個別契約の履行に必要な材料、部品等（以下、「支給品」という。）の支給をすることができる。

2　前項による支給品の引渡場所及び方法は発注者の定めるところによる。

3　受注者は、支給品を受け入れた時、遅滞なくこれを検査し、契約不適合（種類、品質、数量又は権利に関して個別契約等に定める内容に適合しないことをいい、仕様書等との不一致、論理的誤り、納入された注文品の数量・品質・荷姿・外観等の本来あるべき機能・品質・性能・状態の不足を含むが、これらに限られない。）を発見した場合は直ちに発注者に通知しその指示を受けるものとする。

4　個別契約の履行の途中において契約不適合を発見した場合、受注者は履行を中止し、直ちに発注者に通知し、その指示を受けるものとする。

5　受注者が前二項の措置を怠り発注者に損害を与えたときは、受注者はその損害を賠償する。なお、履行過程において容易にその契約不適合を発見し得たにもかかわらず、これを看過した場合も同様とする。

6　支給品の危険負担は当該品を発注者から受注者に引渡し、受注者が受領書を発行した時点で発注者から受注者に移転する。支給品の所有権は発注者に帰属する。当該支給品を使用した注文品の所有権も発注者に帰属する。

7　発注者は受注者に対し、個別契約の履行に必要な機械、設備、治工具、金型等（以下、「貸与品」という。）の貸与をすることができる。

8　受注者は支給品・貸与品を善良な管理者の注意義務をもって管理し、文書による発注者の承諾なしに個別契約の履行以外の目的で使用し又は質入・売却・貸与・複写等一切の処分、開示を行ってはならない。

9　受注者は、支給品・貸与品について他との混同を避けるため、支給品についてはその所有関係を、貸与品については発注者の貸与品であることを明示し管理するとともに帳簿上も区分するものとする。なお、貸与品の引き渡しを受ける際、受注者は発注者に受領書又は預り証を提出するとともに、発注者が要求した場合、受注者は直ちに棚卸を実施の上報告するものとする。

10　受注者は支給品・貸与品について第三者から差押え等発注者の権利を害する処理を受けるおそれがあるときは、直ちに発注者に通知する。発注者は自己に所有権が帰属する支給品・貸与品を引き揚げることができ、受注者はこれに協力するものとする。

11　受注者は無償支給品の残材・切粉等について発注者の指示に従って処理するものとする。

12　受注者は発注者又は発注者の代理人がいつでも受注者の事業所に立ち入り、支給品・貸与品についてその使用管理状況を調査することを承認し、これに協力するものとする。

13　発注者は前項による調査の結果、改善の必要ありと認めたときは、受注者に対し改善の要求ができる。受注者は正当な理由がない限り発注者の改善要求を拒むことができないものとする。

14　受注者は支給品・貸与品が滅失毀損し、又は盗難を受け若しくは使用不適当となった場合、遅滞なく発注者に通知し、その原因が発注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、発注者の指示に従い受注者の負担において原状に復するか、代替品を提供することとし、これらに加え又はこれらに代えて発注者の損害を賠償するものとする。

15　受注者は、支給品・貸与品については損害保険を付保する。この場合、保険料は受注者の負担とし、保険金の受取人は発注者とする。

第 4 条（納入）

1　受注者は発注者の定める納入手続に従い、発注者の要求する必要文書を添付して発注者の指定した場所に注文品を納入する。

2　受注者は発注者が指示又は承諾した場合を除き過少・分割・併合して納入することはできない。

3　注文数量を超えて納入された数量（以下「過剰品」という）については、受注者から発注者へ所有権が移転しない。過剰品は発注者が買い取りを選択する場合又は特別採用する場合を除き、受注者が発注者の指定する期間内に受注者の費用により引き取らねばならない。

4　受注者が前項の期間内に過剰品を引き取らないときは、発注者は当該品を受注者の承諾なしに受注者の費用で返送するか、又は受注者の承諾のもとに、受注者の費用で廃却若しくは売却の措置を行うことができ、発注者はこれに伴う受注者の損害の賠償をしない。

5　発注者は納入された注文品について品名、数量及び本条第 1 項記載の必要文書の有無を確認の上、受領する。

6　注文品の所有権は、発注者が指定した納入場所に注文品が納入された時点で受注者より発注者に移転するものとする。

第 5 条（過剰納入の取扱い）

注文数量を超えた過剰品は、発注者が買い取り又は特別採用する場合を除き、受注者の費用で引き取る。受注者が放置した場合は、発注者は受注者の費用で返送又は廃却できる。

第 6 条（不良の処置と保証期間）

発注者は、注文品に契約不適合があると判断する場合、受注者に対し、発注者の指定する期日までに、発注者の選択に従い、受注者の費用負担において注文品の修補、代替物の引渡し又は不足分の

引渡し等による履行の追完を請求することができる。

第 7 条（保証期間経過後の求償）

保証期間経過後といえども、注文品の不良に起因して発注者が損害を被った場合、発注者は受注者に対し損害賠償及び必要な措置を請求できる。

第 8 条（異議の申立て）

不良処置等に対し、受注者の責めに帰さない正当な事由がある場合、受注者は客観的データに基づき異議を申し立てることができる。

第 9 条（製造物責任）

1　受注者は、注文品の欠陥、契約不適合等による事故に備えて、注文品の設計、製造、安全性評価及び品質に関する資料、データを保管し、発注者の要求があるときはこれを発注者に提供する。

2　受注者は、注文品の欠陥、契約不適合等により、発注者又は第三者の生命、身体、財産に損害が生じ、又はそのおそれがあると認められる場合、直ちに発注者に通知する。

3　注文品の契約不適合に起因又は関連して生じた事故等により、発注者及び発注者の顧客、その他第三者が損害を被った場合、発注者は受注者に対し、発注者が受けた損害、発注者の顧客、その他第三者に支払った損害賠償、発注者が紛争解決のために支出した弁護士費用、製品回収のためのリコール費用等、事故等によって生じた一切の損害を請求することができる。

4　前項の事故等によって、発注者が発注者の顧客、その他第三者から損害を被ったとしてクレーム又は訴訟を提起された場合は、そのクレーム又は訴訟を解決するため、事故原因の究明等について、受注者は発注者に協力するものとする。発注者が事故等の再発防止のため、リコールその他の対策を行うときも同様とする。

第 10 条（特別採用）

1　受注者は発注者の仕様に完全には合致しないがその契約不適合の程度が些細で注文品をそれと承知の上で納入しようとする場合には、納入に先がけて申し出なければならない。

2　その契約不適合の程度が些細で発注者の工夫により使用可能と判断した場合は、これを特別採用品として契約金額を減額の上、受注者の要請に基づいて引き取ることがある。この減額は発注者と受注者が協議の上定める。

3　特別採用品として納入された注文品に契約不適合が発見された場合、物品請負特則の第 6 条及び第 7 条の規定を準用する。

第 11 条（危険負担の移転）

注文品の所有権が移転するまでに、当該注文品の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、発注者の責による場合を除き受注者がその損害を負担し、注文品の所有権移転後に、当該注文品の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、受注者の責による場合を除き発注者がその損害を負担する。

第 12 条（知的財産権）

1　受注者は発注者の提示したアイデア・図面・仕様書及び製作方法等（本約款の発効又は個別契約締結以前に行われた発注者と受注者の打合せ等により発注者が提示したものを含む）に関連して

特許権、実用新案権、意匠権及び商標権（以下、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権を総称して「産業財産権」という。）の対象となりうる発明、考案、意匠等の創作を行った場合は、直ちに発注者に通知し、出願可否及び当該発明等に基づく産業財産権の帰属その他につき発注者の文書による承諾を得るものとする。

2　注文品及びこれに関して受注者が発注者に納入又は提出する著作物（以下「注文品等」という。）に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は発注者に帰属するものとし、受注者は著作者人格権を含め何らの権利も主張しない。発注者が受注者に提示した著作物又はコンピュータプログラムの受注者による翻案物及び改変物に関する権利についても同様とする。また、注文品等に発注者の発注前から保有している著作権が含まれている場合、受注者は、発注者が注文品等を利用、販売するために必要となる範囲において当該著作物の使用、複製、改変、翻訳、翻案等を行う権利、及びこれらの権利を再許諾できる権利を許諾するものとする。ただし、受注者が注文品等の著作権の取扱いについて発注者に協議を申し入れた場合、発注者はこれに誠実に対応し、発注者の顧客から要求されている条件を満足する範囲で、書面による合意により本項の規定と異なる取扱いを取り決めることができる。

3　第 1 項及び第 2 項に基づき発注者に帰属する、又は許諾される権利の対価は発注金額に含まれるものとし、発注者及び受注者は、当該対価について誠実に協議の上、発注金額を定めるものとする。

4　受注者は発注者の注文品について第三者の所有に係る知的財産権（産業財産権、コンピュータプログラム等の著作物に係る著作権、半導体回路配置利用権及び営業秘密等の事業活動に有益な技術上又は営業上の情報に関して法令上保護される利益に係る権利並びに諸外国におけるこれらと同等の権利をいう。）を侵害しないよう万全の注意を払い、個別契約を履行するものとし、当該注文品に関連して第三者との間に知的財産権上の紛争が生じたとき又は生じるおそれがあるときは、受注者の責任と負担においてその一切を処理する。ただし、紛争が貸与図面等その他の発注者の指示（なお発注者が貸与図面等において業界標準又は標準規格をその名称をもって単に指定したに過ぎない場合はここでの指示には該当しない）に起因するとき、当該注文品と他の製品の組み合わせに起因する（組み合わせが当然に行われる場合を除く）とき又は当該注文品に発注者が変更・改造を加えたことに起因するときはこの限りではない。

5　前項の場合において、発注者の注文品について第三者と発注者、発注者の関係会社、発注者の販売店又は発注者の顧客（最終顧客を含む。）等との間に知的財産権上の紛争が生じたとき又は生じるおそれがあるときは、発注者は、受注者に対してその旨速やかに文書で通知し、受注者は、前項に基づき受注者の責任と負担においてその一切を処理する。なお、当該第三者が発注者、発注者の関係会社、発注者の販売店又は発注者の顧客に対して当該紛争の解決を求める場合及び実施権や使用権の取得を求める場合において、受注者は、発注者が当該紛争に関して負担する損害賠償金、和解金、解決金その他の金員（弁護士費用を含む。）を補償するものとする。

第 13 条（期限の利益喪失）

受注者に不渡り、差押、破産等を含む契約解除の事由が生じた場合、受注者は発注者に対する一切の金銭債務につき当然に期限の利益を失い、直ちに支払わなければならない。

第 14 条（契約解除時の措置）

個別契約が解除又は解約された場合、受注者は注文品に関する支給品、貸与品、貸与図面等一切を直

ちに発注者に返還する。なお、未完成品が発注者に必要であれば、発注者は協議の上定めた対価で譲渡を受けることができる。

第 15 条（立会検査）

発注者は指定した注文品について、受注者の工場等で立会検査を行うことができる。

第 16 条（安全管理）

受注者は貸与品等の取扱いによる危険防止に注意し、安全管理上の全責任を負う。

以上

2026年10月16日 制定

三菱電機株式会社

ソフトウエア製作特則

第1条（特則の適用範囲）

1　ソフトウエア製作特則（以下、「ソフト特則」という。）は、ソフトウエアの製作・開発、システム設計等の委託を目的とする個別契約に適用されるものとする。

2　ソフト特則に定める各々の文言の定義は、ソフト特則内でのみ適用されるものとし、本標準約款に付帯する他の特則には何ら影響しないものとする。

第2条（ソフトウエア・目的物の定義）

1　ソフト特則においてソフトウエアとは、次の各号のものを総称したものをいう。

(1) コンピュータプログラム（ロード・モジュール、オブジェクト・モジュール、ソース・コード、及びプログラム・リストを含み、以下総称して「プログラム」という。）

(2) システム設計、プログラム設計等、プログラム作成の各段階において作成される各種書類

(3) プログラム作成に伴うテストデータ及びテストに関する書類

(4) プログラム説明書、利用者マニュアル等プログラム使用のための説明書

(5) プログラムのバグの修正やメンテナンスに関する資料

2　個別契約において次の各号の見出しの業務が委託された場合は、当該個別契約において特段の定義がなされた場合を除き、本項各号で定める業務（以下、「委託業務」という。）が委託されたものとする。

(1) コンサルティング業務

コンピュータシステムを構築する上で科学技術の専門的な応用を必要とする分野における、プロジェクト管理、コンピュータ・システムの計画、設計、分析等について適切な意見を述べ、発注者及び発注者の顧客を指導すること。

(2) システム分析業務

指定されたテーマに適切な解析手法を適用して詳細な分析を加えコンピュータ・システムに割り当てた要求機能をまとめ、総合的なシステム基本設計を行い基本（機能）仕様書及び関連図を作成すること。

(3) システム設計業務

システム分析により得られた資料をもとにプログラムとハードウエアのインターフェイス、入出力データの様式、転送速度等を決定し、プログラムが処理すべき計算式、操作手順等に関するプログラムの機能及び異常処理等プログラム機能の仕様を確立しプログラム外部仕様（詳細設計）書の作成を行うこと。

(4) プログラム設計業務

プログラム外部仕様（詳細設計）を実現するためのプログラム構成並びにプログラムごとの入出力データ、処理手順、異常処理及び各サブプログラム間のインターフェイス等を設計し、フローチャート等のチャート類を含むプログラム内部仕様書及び試験規格書を作成すること。

(5) プログラミング業務

プログラム内部仕様書に基づき、定められたプログラム言語によりプログラム及び詳細フローチャートを作成すること、及びテストデータによるプログラムロジックの確認即ち単体テストを行い、その結果に基づき不具合を修正すること。

(6) システムテスト業務

単体テストを完了したプログラムが発注者の指定するコンピュータ及び関連機器において円滑に稼働するようテストを行い、その結果に基づき不具合を修正すること。

3　ソフト特則において目的物とは、前項各号に定める業務の遂行によって作成され、発注者に引き渡されるべきソフトウエア、これを収納した電磁的記録媒体及び試験要領書、試験成績書、報告書、説明書その他の資料を総称したものをいう。

4　ソフト特則において、仕様書、マニュアル、データ、設計資料その他の発注者が受注者に対して業務委託のために開示し資料記載の知識、情報の一切は、本標準約款第 37 条に定める秘密情報に該当するものとする。

第 3 条（作業形態の区分）

1　個別契約に「準委任」とある場合はソフト特則の第 18 条及び第 19 条は適用されないものとし、「請負」とある場合はソフト特則の第 17 条は適用されないものとする。

2　定めのない場合、コンサル・分析業務は「準委任」、それ以外は「請負」として扱う。

第 4 条（協働と協議会）

発注者及び受注者は、委託業務の円滑かつ適切な遂行のためには、発注者と受注者双方による共同作業及び各自の分担作業が必要とされることを認識し、発注者と受注者双方による共同作業及び各自の分担作業を誠実に実施するとともに、相手方の分担作業の実施に対して誠意をもって協力するものとする。

第 5 条（協議会）

1　発注者及び受注者は、委託業務が完了するまでの間、その進捗状況、リスクの管理及び報告、発注者と受注者双方による共同作業及び各自の分担作業の実施状況、問題点の協議及び解決その他委託業務が円滑に遂行できるよう必要な事項を協議するため、必要に応じて協議会を開催するものとする。ただし、個別契約の内容の変更は、本標準約款及びソフト特則の定めに従ってのみ行うことができるものとする。

2　受注者は、協議会において、別途発注者・受注者間にて取り決めた様式による進捗管理報告を作成して提出し、当該進捗管理報告に基づいて進捗状況を確認するとともに、遅延事項の有無、遅延事項があるときはその理由と対応策、委託業務履行体制の変更（人員の交代、増減、再委託先の変更など）の要否、セキュリティ対策の履行状況、個別契約の変更を必要とする事由の有無、個別契約の変更を必要とする事由があるときはその内容などの事項を必要に応じて協議し、決定された事項、継続検討とされた事項並びに継続検討事項がある場合は検討スケジュール及び検討を行う当事者等を確認するものとする。

3　発注者及び受注者は、協議会の議事内容及び結果について、議事録を作成するものとする。なお、議事録は、少なくとも当該協議会において決定された事項、継続検討とされた事項並びに継続検討事項がある場合は検討スケジュール及び検討を行う当事者の記載を含むものとする。

第 6 条（目的物の所有権移転）

受注者が、本標準約款及びソフト特則並びに個別契約に従い発注者に納入する目的物の所有権は、目的物の納入時に受注者から発注者へ移転する。

第 7 条（危険負担）

委託業務の完了前に生じた目的物の滅失、毀損、変質その他一切の損害は発注者の責めに帰すべきものを除き受注者の負担とし、委託業務の完了後に生じたこれらの損害は受注者の責めに帰すべきものを除き発注者の負担とする。

第 8 条（事後協力）

発注者が、目的物を受領した後、目的物を改良、変更する必要が生じた場合、受注者は、発注者の改良、変更の申出に応ずるものとする。

第 9 条（目的物の権利等に関する保証）

1　受注者は、目的物及び委託業務に関する権利について何らの瑕疵も存在せず、かつ適法に取得、移転したものであって、何人の権利をも侵害するものではないことを、発注者に対して保証する。

2　目的物及び委託業務に関して、第三者と発注者、発注者の関係会社若しくはそれらの販売店又は顧客（直接、間接の顧客を問わず、最終顧客を含む。以下、発注者乃至それらの販売店又は顧客を総称して「紛争当事者」とする）等との間に、著作権、特許権その他の知的財産に関する紛争が生じた場合、受注者は自己の費用と責任において当該紛争を解決する。なお、当該第三者が、受注者による解決ではなく、紛争当事者に対して当該紛争の解決を求める場合（実施権や使用権の取得を求める場合を含む）は、受注者は、発注者の要請に応じて当該紛争の解決に必要な援助を行うものとし、かかる紛争によって発注者が被った損害（当該紛争に要した弁護士費用等を含むがこれに限らない）を賠償するものとする。

3　前項の規定に関わらず、第三者からの紛争が発注者の責めに帰すべき事由による場合は、受注者は前項記載の責任を一切負わないものとする。

第 10 条（品質保証）

1　受注者は、委託業務の遂行について一貫した品質保証体制の確立維持に努め、目的物について発注者の仕様に合致させ、かつ信頼性のある品質を確保する。

2　受注者は、発注者の要求があれば、受注者の品質管理の組織、制度及びその実施状況について発注者に報告する。なお、発注者が必要と認めた場合、発注者及び受注者は、品質管理に関し別途品質保証協定書を締結する。

第 11 条（報告）

1　受注者は、発注者の要求に応じて委託業務の進捗状況その他を発注者に報告しなければならない。

2　受注者は、委託業務履行体制の説明書を提出した場合において、履行体制に変更を生じた場合には速やかに発注者に申し出る。

3　発注者は、本成果物の完成又は品質について懸念があると認めた場合、受注者に対し、その旨を

通知し、是正を求めることができる。この場合、受注者は自己の責任と判断において必要な対策を検討し、実施するものとする。

4　受注者は、業務遂行に関し次の各号のいずれかの変更を予定し又は変更が予測される場合、直ちに書面にて（発注者指定の様式があればそれを用いて）発注者に報告し、発注者の承認を受けた後に実施するものとする。なお、発注者の承認は、受注者の責任を免除又は軽減するものではない。

(1) 品質・性能に影響を及ぼす購買規格又は設計基準の変更
(2) 管理項目・管理工程の変更
(3) 業務履行体制の大幅な変更
(4) 試験・検査方法の変更
(5) その他発注者の製品の品質確保のため、発注者が受注者に対し指示した管理項目の変更

第 12 条（仕様書等の承認）

1　委託業務に関する仕様書、要領書、規格書、資料等で受注者が作成するものについて発注者の承認が必要な場合、受注者は、発注者の指定する期日までにこれを発注者に提出し、発注者はこれを審査、承認し、受注者に返却する。

2　前項の発注者の承認は、本来受注者が当該業務遂行上当然払うべき注意義務及びその責任を軽減するものではない。

第 13 条（仕様の変更）

1　発注者は、委託業務が完了するまでは、本システムを利用し受注者に通知することにより仕様を変更又は追加できるものとし、受注者はかかる変更又は追加に従って委託業務を行うものとする。

2　前項の変更、追加によって個別契約の条件（納入期日、委託業務の対価を含む。）に影響を及ぼす場合、受注者は前項の通知受領後速やかに、発注者に対して本システムを利用してかかる変更、追加により納入期日、委託業務の代金等の個別契約に及ぼされる影響について通知する。

3　前項の通知を発注者が受領後、発注者と受注者が協議を行い発注者が必要と認める場合に、本標準約款及びソフト特則の定めに従って個別契約の変更を行うことができるものとする。

第 14 条（第三者ソフト・OSS の利用）

1　受注者は、本件業務を実施するにあたり、本件ソフトウエアを構成する一部として第三者ソフトウエアを利用し又は組み込む必要がある場合は、発注者及び受注者はその取扱いについて協議し、発注者又は受注者と当該第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な措置を講じるものとする。

2　前項の第三者ソフトウエアがオープンソースソフトウエア（OSS）である場合は、受注者は、発注者が当該 OSS の採否を判断するために必要となる情報（当該 OSS の属性に関する情報、利用許諾条件、機能、機能上の制限事項などを含むがそれに限らない）を発注者に提供し、当該 OSS の使用について発注者の書面による事前承認を得るものとし、発注者に対して発注者が当該 OSS の利用許諾条件に準拠するのに必要な情報（ソース・コードの提供を含むがこれに限らない）を提供するものとする。

第 15 条（著作権）

個別契約で別途定める場合を除いて、目的物のうち委託業務によって新たに受注者がなした著作物（プログラムの著作物を含む）に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。以下同じ）は、目的物の納入時に受注者から発注者に移転する。なお、受注者から発注者への著作権移転の対価は、委託業務の対価に含まれるものとする。

受注者から納入された目的物に受注者又は第三者が権利を有する著作物が利用され又は組み込まれている場合、発注者及び発注者の関係会社は、目的物について、自己利用に必要な範囲で、複製、翻案できる。また、目的物に個別契約において一定の第三者に使用せしめる旨を個別契約の目的として特掲した上で開発されたソフトウエアが含まれている場合は、発注者は、ソフト特則並びに個別契約に従い第三者に利用を許諾することができる。なお、受注者から発注者への著作権の利用許諾の対価は、委託業務の対価に含まれるものとする。

受注者は、目的物を利用する発注者及び発注者が許諾する第三者に対して、著作者人格権を自ら行使せず、第三者をして行使させないものとする。

第 16 条（産業財産権（特許等））

委託業務に関連して受注者がなした発明、考案、意匠の創作に係る特許権、実用新案権、意匠権（これらの登録を受ける権利を含む。以下、「産業財産権」という。）は、異なる取扱いをすることについて両者で書面により別途合意した場合を除き、発注者・受注者共有とし、出願手続は発注者が行い、産業財産権の維持、管理に必要な費用は発注者・受注者均等に負担するものとする。その他必要な条件については、発注者・受注者別途共同出願契約を締結の上定めるものとする。

発注者は、前項の共有の産業財産権を受注者の承諾を要することなく第三者に実施させることができる。

第 17 条（委託業務完了の確認（準委任））

1　受注者は、委託業務の履行後、速やかに委託業務の完了を証明する書類を（発注者指定の様式があればそれを用いて）作成し発注者に提出する（以下、「委託業務完了報告書等」という。）。なお、個別契約において目的物の納入が定められている場合は、委託業務完了報告書等とともに目的物を納入するものとする。

2　発注者は、受注者の委託業務完了報告書等を受領後、この内容を確認し業務完了確認書、又は、委託業務完了報告書等に記名押印の上、受注者に交付する。発注者の交付によって委託業務が完了したものとする。

3　受注者による委託業務の内容が発注者の要求を満たさないと発注者が認めた場合、受注者は、発注者の指示に従い当該委託業務の内容の見直し・再履行を実施する。受注者は善良な管理者の注意義務をもって、委託業務を遂行するものとする。

第 18 条（納入（請負））

1　受注者は、納品に先立ち、納入する目的物を発注者・受注者協議して定めた検査基準に従って検査し、発注者の要求する品質仕様に合致していることを確認した上で納入する。

2　受注者は、発注者の定める納入手順に従い、発注者の要求する必要文書を添付して目的物を納入する。

3　発注者は、必要に応じて発注者の定める手続に従い、受注者の納品に先立ち立ち会い検査を行う

ことができ、受注者はこれに協力するものとする。

4　発注者は、受入検査に適合しない目的物であっても、その契約不適合（目的物が種類又は品質に関して個別契約の内容に適合しないことをいい、バグを含む。以下同じ。）の程度が些細で発注者の工夫により使用可能と判断した場合は、これを特別採用品として契約金額を減額の上受注者の要請に基づいて引き取ることがある。この額は発注者・受注者協議の上定める。なお、この場合発注者は特別採用品として引き取る旨を記載した書面を受注者に交付し、当該書面の交付をもって、委託業務が完了したものとみなす。

第 19 条（契約不適合責任）

1　発注者は、受入検査合格後に目的物に契約不適合を発見した場合、受注者に対して、契約不適合を知った時から 1 年以内又は発注者が顧客に対して負うべき目的物の担保責任期間のいずれか遅い方までに当該契約不適合を書面で受注者に通知する。

2　発注者は、前項に基づき受注者に通知した場合、受注者に対して、契約不適合を受注者の負担で発注者の指示する場所において修補させ、若しくは代品を納入させ又はこれによって契約の目的を達し得ない場合、個別契約を解除することができる。

3　発注者は、前項に加え又はこれに代えて受注者に対して損害賠償を請求することができる。

4　第 2 項にかかわらず、発注者は、発注者の都合により自ら又は第三者を使用して契約不適合を修補し、その費用を受注者に請求することができる。

5　第 18 条第 4 項の規定に基づき発注者が引き取った目的物に契約不適合（第 18 条第 4 項に基づき減額の対象となった契約不適合を除く。）が発見された場合、本条第 1 項ないし第 4 項及び第 6 項の規定を準用する。

6　第 1 項に定める期間経過後といえども、発注者は、契約不適合に起因して被った損害を受注者に請求することができる。

以上

2026 年 10 月 16 日 制定

三菱電機株式会社

コンサルティング特則

第 1 条（特則の適用範囲）

1　コンサルティング特則（以下、「コンサル特則」という。）は、専門的知識に基づく助言、指導、プロジェクト管理等の業務（以下、「委託業務」という。）の委託を目的とする個別契約に適用されるものとする。ただし、コンピュータ・システムを構築する上で科学技術の専門的な応用を必要とする分野における、プロジェクト管理、コンピュータ・システムの計画、設計、分析等について適切な意見を述べ、発注者及び発注者の顧客を指導する業務の委託には適用されないものとする。

2　コンサル特則に定める各々の文言の定義は、コンサル特則内でのみ適用されるものとし、本標準約款に付帯する他の特則には何ら影響しないものとする。

第 2 条（作業形態の区分）

1　個別契約に「準委任」とある場合、第 14 条、第 15 条及び第 16 条の規定は適用されないものとし、「請負」とある場合は第 9 条、第 10 条、第 11 条及び第 12 条の規定は適用されないものとする。

2　区別の記載がない場合は、原則として「準委任」として扱う。

第 3 条（資料等の提供及び貸与）

1　発注者は、受注者による委託業務の履行に必要と発注者が認める資料、データ、物品、電子機器等を受注者に対して提供することができる（以下、本項における当該資料等を「提供物」という）。ただし、本提供により、発注者から提供した提供物の知的財産権を受注者に移転させるものではない。

2　発注者は、受注者による委託業務の履行に必要と発注者が認める資料、データ、物品、電子機器等を受注者に対して貸与することができる（以下、本項における当該資料等を「貸与品」という）。ただし、本貸与により、発注者から提供した貸与品の知的財産権を受注者に移転させるものではない。

3　発注者は、受注者に提供物の提供及び貸与品の貸与を有償で行う場合は、対価等の条件について発注者・受注者協議のうえ定める。

4　受注者は、提供物及び貸与品を善良な管理者の注意義務をもって管理し、書面による発注者の承諾なしに委託業務以外の目的に使用し、また質入れ、売却、貸与等の一切の処分を行ってはならない。

5　受注者は、提供物又は貸与品が滅失毀損又は使用不適当となった場合は、遅滞なく発注者に通知し、発注者の指示に従い受注者の負担において原状に復するか、代替品を提供するか、又は発注者の損害を賠償するものとする。

6　受注者は、貸与品について、個別契約の終了時又は発注者から返却を求められたときは、発注者の指示に従い直ちにこれを返却するものとする。

第 4 条（履行状況報告）

1　受注者は、履行期間中、発注者から請求がある場合、委託業務の履行状況を書面又は口頭のうち、発注者の指定した方法にて発注者に報告する。

2　発注者は、前項に加え、受注者から承諾があった場合に限り、受注者の事業所、作業場等に立ち入り、委託業務の履行状況を調査できるものとする。

第 5 条（費用の精算（見積の出し直し））

受注者は、出張費等の費用について支出前に発注者の承認を受け、かつ、履行完了前に実績を証明した場合、当該費用を含む金額で見積書を再提出することができる。この場合、発注者は当該金額を支払うものとする。

第 6 条（成果物の所有権移転）

受注者が、本標準約款及びコンサル特則並びに個別契約に従い発注者に納入する成果物の所有権は、成果物の納入時に受注者から発注者へ移転する。

第 7 条（成果物の権利等に関する保証）

1　受注者は、成果物及び委託業務に関する権利について何らの瑕疵も存在せず、かつ適法に取得、移転したものであって、何人の権利をも侵害するものではないことを、発注者に対して保証する。

2　成果物及び委託業務に関して第三者との間に産業財産権、著作権その他の権利に関して紛争が生じた時は、発注者の責めに帰すべき事由のある場合を除き、受注者が自己の費用と責任で一切を解決し、発注者が被った損害を賠償するものとする。

3　成果物及び委託業務に関して第三者と発注者、発注者の関係会社、発注者の販売店又は発注者の顧客（最終顧客を含む）等との間に産業財産権上又は著作権上の紛争が生じたとき、発注者は、受注者に対してその旨速やかに書面で通知し、受注者は、前項に基づき受注者の責任と負担においてその一切を処理する。ただし、当該第三者が発注者、発注者の関係会社、発注者の販売店又は発注者の顧客に対して当該紛争の解決を求める場合及び実施権や使用権の取得を求める場合において、発注者が当該紛争に関して負担する損害賠償金、和解金、解決金その他の金員（弁護士費用を含む）については、受注者が補償するものとする。

第 8 条（知的財産権）

1　個別契約で別途定める場合を除いて、委託業務に関し新たに生じた発明、考案、意匠及びノウハウに係る一切の知的財産権並びに提案書、報告書等の著作物及びプログラムやデータベースの著作物の著作権は、当該個別契約に定める納入をもって発注者に移転するものとする。

2　前項により著作権が受注者から発注者に移転する場合、著作権法第 27 条（翻訳権、翻案権等）及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）に規定する権利も発注者に移転し、受注者に留保されないものとする。また、受注者は、発注者及び発注者から著作権の譲渡を受けた者に対して、前項の著作物に係る著作者人格権を行使又は主張しないものとする。

3　第 1 項により発注者に移転した知的財産権の出願手続、権利維持及び管理は、発注者の費用において行うものとし、受注者はこれに協力する。

4　本条に基づき許諾又は譲渡される権利の対価は、契約金額に含まれるものとし、発注者と受注者

は当該権利の対価を考慮し、誠実協議の上契約金額を定めるものとする。

5　受注者は、委託業務の履行にあたり第三者の知的財産権の侵害にあたらないよう受注者自らが保有する知識、経験、能力の範囲で最善の注意を払うものとし、委託業務の履行にあたり既知の第三者の知的財産権を実施する必要がある場合は、発注者に予め通知して発注者の事前の承諾を得るとともに、当該第三者との間で必要な実施許諾を受注者の責任において得るものとする。発注者又は受注者は、委託業務に関連する第三者の知的財産権を委託業務の履行中に新たに発見したとき又は当該知的財産権の権利者から主張を受けたとき若しくはそのおそれのあるときは速やかに相手方に連絡するとともに、受注者は、以下の各号より必要な対応を行うものとし、発注者と詳細を協議する。ただし、発注者の責めに帰すべき場合は除く。

①当該知的財産権を侵害しない委託業務への変更

②本項に従い、当該知的財産権の権利者である第三者より受注者の責任による実施許諾の取得

③発注者への損害賠償の支払及び発注者が認める必要な措置の実施

第 9 条（受注者の責任（準委任））

受注者は、自ら保有する高度の専門能力により、誠実かつ善良な管理者の注意義務をもって業務を履行しなければならない。

第 10 条（完了報告と検査（準委任））

1　受注者は委託業務終了後、遅滞なく履行経過及び結果を記載した「完了報告書等」を提出する。

2　発注者は内容を検査し、不適切と判断した場合は補正を求める。この場合において受注者は合意した期限内に補正し再提出する。

第 11 条（再履行の請求（準委任））

受注者による履行が本旨に照らし不適切な場合、発注者は再履行を請求できる。又はこれに代えて損害賠償を請求できる。

第 12 条（中途終了時の対価（準委任））

1　発注者の責によらず業務が中断・終了した場合、発注者は支払義務を負わない。

2　発注者の責により中断・終了した場合、受注者は既履行の割合に応じて対価を請求できる。この場合、本項に規定する内容が発注者の受注者に対する契約上又は法律上の責任のすべてとする。

第 13 条（納入）

1　受注者は、納品に先立ち、納入する成果物を受注者・発注者が協議して定めた検査基準に従って検査し、発注者の要求する品質仕様に合致していることを確認した上で納入する。

2　受注者は、発注者の定める納入手順に従い、発注者の要求する必要文書を添付して成果物を納入する。

3　発注者は、必要に応じて受注者の納品に先立ち検査を行うことができ、受注者はこれに協力するものとする。

第 14 条（受入検査と特別採用（請負））

1　発注者は、成果物を受領後、発注者の定める手続に従い、成果物の受入検査を行う。
2　発注者は、前項の受入検査に合格しないと判断する場合、受注者に対し、受入検査に合格しない理由を記載した書面を交付し、成果物の修補、代品の納入又は不足分の引渡しによる履行の追完（以下「履行の追完」という）を求めることができる。
3　受注者は、受入検査が不合格の場合、発注者が指定した期日までに、無償にて履行の追完を行い発注者に対して再納入するものとする。
4　再納入後の手続については、本条の規定を準用する。
5　成果物が本条所定の受入検査に合格したことをもって、委託業務が完了したものとみなす。
6　発注者は、受入検査に適合しない成果物であっても、その契約不適合（成果物が種類又は品質に関して個別契約の内容に適合しないことをいう。以下同じ。）の程度が些細で発注者の工夫により使用可能と判断した場合は、これを特別採用品として契約金額を減額の上受注者の要請に基づいて引き取ることがある。この額は発注者・受注者協議の上定める。なお、この場合発注者は特別採用品として引き取る旨を記載した書面を受注者に交付し、当該書面の交付をもって、委託業務が完了したものとみなす。

第 15 条（契約不適合責任（請負））

1　発注者は、受入検査合格後に成果物に契約不適合を発見した場合、受注者に対して、契約不適合を知った時から 1 年以内又は発注者が顧客に対して負うべき成果物の担保責任期間のいずれか遅い方までに当該契約不適合を書面で受注者に通知する。
2　発注者は、前項に基づき受注者に通知した場合、受注者に対して、契約不適合を受注者の負担で発注者の指示する場所において修補させ、若しくは代品を納入させ、又はこれによって契約の目的を達し得ない場合、個別契約を解除することができる。
3　発注者は、前項に加え、又はこれに代えて、受注者に対して損害賠償を請求することができる。
4　コンサル特則第 14 条第 6 項の規定に基づき発注者が引き取った成果物に契約不適合（コンサル特則第 14 条第 6 項に基づき減額の対象となった契約不適合を除く。）が発見された場合、本条第 1 項以下に従う。
5　本条第 1 項に定める期間経過後といえども、発注者は、成果物の契約不適合に起因して被った損害を受注者に請求することができる。

第 16 条（中途終了時の対価（請負））

1　発注者は、受注者による成果物の納入がある場合、当該成果物がコンサル特則第 14 条の受入検査に合格した後、委託業務の契約金額を支払う。
2　発注者の責めに帰すべき事由によるものではない事由により、受注者が委託業務を履行することができなくなった場合又は委託業務が中途で終了した場合、発注者は委託業務の契約金額を支払うことを要しない。
3　受注者は、発注者の責めに帰すべき事由により、受注者が委託業務を履行することができなくなった場合又は委託業務が中途で終了した場合、既にした委託業務の結果のうち可分な部分の給付によって発注者が受ける利益の割合に応じて委託業務の契約金額を発注者に請求することができる。この場合、本項に規定する内容が発注者の受注者に対する契約上又は法律上の責任のすべてとする。

以上